

○独立行政法人日本学術振興会情報公開連絡会議設置要項

〔平成 15 年 10 月 1 日〕
理 事 長 裁 定

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 31 日

改正 平成 30 年 3 月 31 日

改正 平成 30 年 11 月 12 日

改正 令和 4 年 6 月 23 日

改正 令和 4 年 9 月 8 日

(趣旨)

第 1 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の実施等に関し、その円滑な運用を図るため、独立行政法人日本学術振興会内に「独立行政法人日本学術振興会情報公開連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 連絡会議は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による情報公開請求に係る法人文書の開示・不開示等を審議し、又その他必要な事項について連絡調整を行う。

(組織)

第 3 連絡会議は、理事長を座長とし、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 役員
- 二 副理事
- 三 審議役
- 四 総務部長
- 五 総務課長

2 連絡会議には、上記のほか、必要に応じ、座長の指名する者を加えることができる。

(庶務)

第 4 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 5 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の者の協力を得ることができる。

2 その他、連絡会議の運営に必要な事項について、その都度、会議において決定するものとする。

附 則

この要項は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年11月12日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年9月8日から施行する。